

2024年5月29日

各位

会社名 コージンバイオ株式会社
代表者名 代表取締役社長 中村 孝人
(コード：177A 東証グロース市場)
問合せ先 上席執行役員管理統括 平田 賢二
(TEL 03-5784-2272)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年6月28日開催予定の第45回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

定款変更の理由は次のとおりであります。

- 取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に対応できる経営体制を確立するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。
- 法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任議案の有効期限を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。
- 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第40条（剰余金の配当等の決定機関）の新設及び変更案第41条（剰余金の配当の基準日）を変更し、併せて内容が重複する現行定款第41条（中間配当）を削除するものであります。
- その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会 (任期) 第20条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会 終結の時までとする。 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。	第4章 取締役及び取締役会 (任期) 第20条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会 終結の時までとする。 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役及び監査役会 (選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 (選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>3. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会の決議によって補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>4. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第2項の規定を準用する。</u></p> <p><u>5. 補欠監査役選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠により選任された監査役の任期は、前任監査役の残存期間と同一とする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠により選任された監査役の任期は、前任監査役の残存期間と同一とする。<u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないものとする。</u></p>
<p>第7章 計 算 (新 設)</p>	<p>第7章 計 算 <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p><u>第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 当社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 当社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(中間配当)</p> <p>第41条 当社は取締役会の決議によって、中間配当をすることができる。</p>	<p>(削 除)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年6月28日（予定）

定款変更の効力発生日 2024年6月28日（予定）

以 上